

公 告

南部町告示第 29 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき定めた南部農業振興地域整備計画は、同法第 13 条第 1 項の規定に基づき変更したので、同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 13 日

南部町長 陶山 清孝



1 変更後の農業振興地域整備計画書写し等の縦覧場所

南部町役場法勝寺庁舎 南部町法勝寺 377 番地 1

南部町役場天萬庁舎 南部町天萬 558 番地

2 変更年月日

令和 7 年 3 月 13 日

3 農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の要旨及び処理結果

別紙「農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の要旨とその処理結果」のとおり

農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の要旨とその処理結果

意見の要旨及び処理結果

意見の要旨	意見の数	処理結果
○ 農用地区域から除外することを適当とした理由および根拠となった法令等の条項が記載されていない	1	○ 南部町農業振興地域整備計画等変更理由書「2 農用地利用計画の変更理由等」の「○農用地区域からの除外」表の理由欄に「③」を記載しており、注において「③ 農用地等意外の用途に供することを目的に農用地区域から除外する（農振法第13条第1項及び第2項）こととなったため」と記載があり、除外の理由についても同表に記載がある
○ 農用地区域から除外することとした天萬字阿弥陀堂の農地について、法第13条第2項各号の要件を満たさない (区域外土地をもって代えることが困難) ・ 天萬字阿弥陀堂に整備予定の統合保育所は、統合予定のつくし保育所と同じ定員規模のため、現在のつくし保育所用地に建設可能 ・ 天萬字阿弥陀堂は現つくし保育所の浸水想定区域は0.5～3mの区域にあり、現在の用地に建設可能 ・ つくし保育所駐車場の浸水想定区域は0.5m以下となっており、駐車場用地へ園舎を建設できる	1	○ 既存保育所の老朽化等により、子ども・子育て会議においてつくし保育所とさくら保育所の統合建替えの意見が提出され、行財政運営審議会を経て、保育所あり方検討委員会により統合保育所の建設場所が選定された。保育所の統合については、今後就学前児童数の減少が見込まれ、園舎の老朽化が進む中、一定の集団規模を確保しながら保育を行えるよう、2保育所を統合し、新たな保育所を建設するのが適切と判断された。 つくし保育所とさくら保育所が統合されるため、①災害の危険性が低い立地であること、②送迎及び通勤に適した場所であること、③里地里山が利用できるこ

・ さくら保育所は浸水想定がなく、防災上移転の必要がない (区域内における農用地の集団化、農業利用に支障がないと認められること) ・ 天萬字阿弥陀堂は農用地区域の中央部に位置し、周辺農地へ影響が出る恐れがあり、区域内農用地の集団化、農作業の効率化に影響を及ぼす恐れがないと言えない ○ 統合保育所整備設計の公募においてで示された整備予定地について、天萬字阿弥陀堂の農地南側の杉林の活用も可能との記載があり、必要最小限の面積を超える除外と解される	1	と、④収容定員規模にあった敷地面積が確保できること、⑤既存2保育所の配置からバランスの取れた場所であること、⑥交通の安全が確保できること、⑦民家と適度な距離が保たれることを条件に保育所あり方検討委員会によって天萬字阿弥陀堂の申出地が選定されている。 統合保育所の開設まで、既存保育所で保育が継続されるため、既存の保育所用地へ園舎の建設は困難である。 ○ 天萬字阿弥陀堂は北側が宅地、南側が山林、西側が道路に面しており、東側の隣接農地とは法面の高低差が大きく、農地を分断するような立地になく、営農上の一体性を阻害するものではなく、農業振興に支障を及ぼす恐れがないと判断した。 ○ 天萬阿弥陀堂南側の林地への保育所建設は、近くに普段寺古墳群があることから建設地として適さないと判断した。なお、杉林の活用も可能としたのは、敷地内に一部杉林を含めることで保育活動の範囲が広がる可能性もあることから記載されたもの。
--	----------	--